昭和 46 年 7 月 1 日 条 例 第 2 4 号

### (設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、越 谷市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

## (任務)

- 第2条 審議会は、越谷市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に 応じて、スポーツ推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこ れらの事項に関して教育委員会に建議する。
  - (1) スポーツの推進計画に関すること。
  - (2) スポーツの施設及び設備の整備及び運営に関すること。
  - (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
  - (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
  - (5) スポーツの団体の育成に関すること。
  - (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
  - (7) スポーツの健康増進効果の調査及び研究に関すること。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

#### (組織)

- 第3条 審議会は、18人以内の委員で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が、市長の意見を聞い て任命する。
  - (1) 学識経験のある者
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) スポーツ関係団体等の代表者
  - (4) 公募による市民

#### (任期)

- 第4条 委員の任期は2年とし、再任されることは妨げない。ただし、その職 にあるために委員となつた者の任期は、その在職期間とする。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

#### (会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつてこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

#### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 49 号)

# (施行期日)

1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

# (経過措置)

2 この条例の施行の日以後、改正後の第3条の規定により新たに任命された 委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成18年7月31日 までとする。

附 則(平成 23 年条例第 16 号)抄

### (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の越谷市スポーツ推進委員設置条例の規定及び第2条の規定による改正後の越谷市スポーツ推進審議会条例の規定は、平成23年8月24日から適用する。

(越谷市スポーツ推進審議会委員に関する経過措置)

3 この条例の適用の際現に第2条の規定による改正前の越谷市スポーツ振興 審議会条例の規定により任命されている越谷市スポーツ振興審議会委員は、第 2 条の規定による改正後の越谷市スポーツ推進審議会条例の規定により任命 された越谷市スポーツ推進審議会委員とみなす。